

# 指定管理申請書類

○ 福岡市立あゆみ学園

「提案に関する書類」

○

社会福祉法人

福岡市社会福祉事業団





(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名： 福岡市立あゆみ学園 )

(1) 事業実施計画

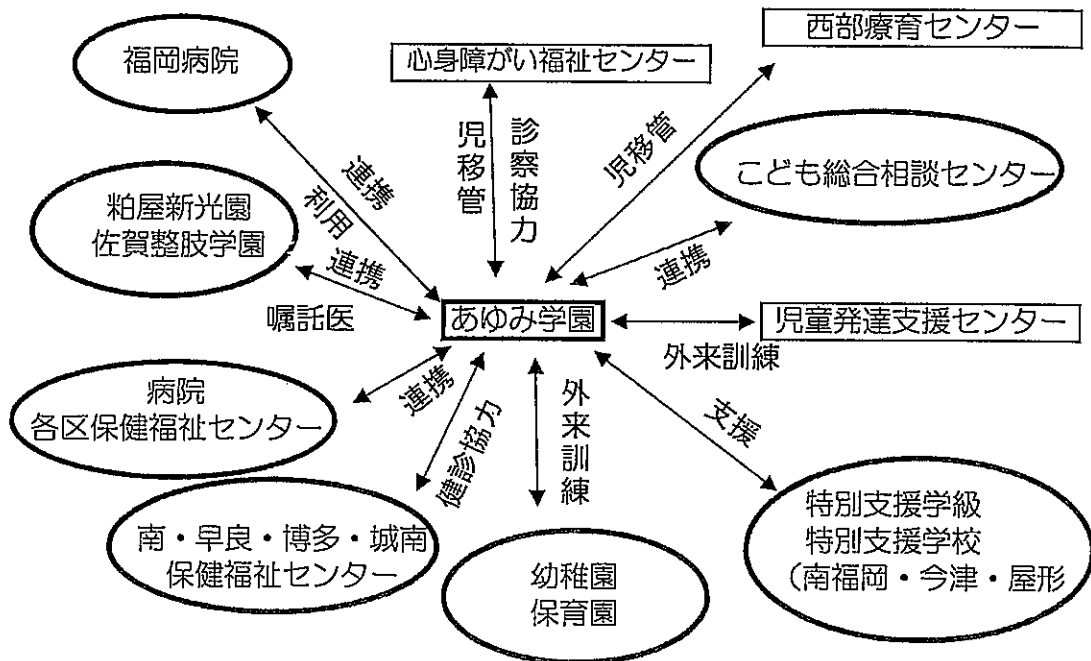
①運営の基本方針

あゆみ学園は、当法人設立時に運営を開始し、以来45年間、福岡市唯一の肢体不自由児専門の施設として、療育のノウハウを積み重ねて実績をあげてきました。現在は、医療型児童発達支援センターとして、南区、城南区、博多区・早良区の南部を通園エリアとし、福岡市内の通園を必要とする肢体不自由児の約3割の子どもたちが当施設で療育を受けています。

近年、医学の進歩により通園児の障がいの重度化、重複化が進み、医療的ケアを必要とする児は増加しています。また、高度な医療を必要とする在宅重症児も増加し、家庭への療育の拡充も求められています。更に、知的障がい児や発達障がい児も幼少期には運動発達の遅れや協調運動の障がいを伴うことが多く、一時的に肢体不自由児の通園施設を利用されることも少なくありません。平成25年4月からは、肢体不自由児の通園療育の専門性を活かし、歩行が不安定な児や医療的ケア・医療的配慮（以下、「医ケア等」という）を必要とする知的障がい児の単独通園グループを開設しました。

このように、今後も利用者のニーズに応え、高い専門性を維持、向上させていくとともに、関係機関との連携を深め、障がい児と家族が地域で自分らしく生活できるように支援を行っていきます。

- 1 あゆみ学園の特質
  - (1) 当事業団職員の高度な専門性とスケールメリットを活かした地域療育を展開し、地域のセンター的な役割を果たします。（下図参照）
  - (2) 多様な障がい児に対し、0歳児からの一貫した専門的療育を提供します。





(1) 事業実施計画

②事業計画 (令和2年度詳細)

1. 医療型児童発達支援等に係る業務

①診療 (小児科、整形外科)

- (ア) 小児科医 (園長)、整形外科医の定期的、または希望に応じた診察を実施します。
- (イ) 看護師による健康管理と医ケア等を安全に実施します。
- (ウ) 通園児に対しては個別のリハビリのほか、保育士とセラピストが協力して、生活に密着した療育を実施し、利用者のQOL向上に努めます。
- (エ) 外来児に対しては、個別リハビリのほか、見学会、教育相談など保育園・幼稚園・学校と連携し生活に密着したリハビリを行います。
- (オ) 関連医療機関、他施設が主催するカンファレンス、研修会などに積極的に参加して連携を密に行い、利用者がより豊かで安定した生活ができるように医療面から支援していきます。

②通園部門

1歳児から5歳児までの運動機能に問題のあるお子さんや発達及び体調に心配があるお子さんが親子または単独で通園します。診療・リハビリ・保育を通してお子さんのより豊かな生活を保障すること、また保護者の皆様がより安定した子育てができるように援助することを目指して療育を行っていきます。

● 当施設では次の目標を立てて取り組んでいます。

- 健康に留意し丈夫な体を作りましょう
- 生活に必要な習慣を身につけましょう
- 運動と遊びを通して経験を広げましょう
- いろいろな人と触れ合う中で、豊かな心、自立の心を育てましょう

(ア) 肢体不自由児の増加と障がいの多様化、重度・重複化に対して、個々に応じた支援計画を作成し多職種による療育を実施します。

・平成30年度は肢体不自由児の通園児41人、延べ療育人数は3397人。令和元年度は通園児50人、延べ療育人数は3580人を目標にしています。全園児に対しアセスメントを行い、子どもや保護者のニーズや課題を分析します。そのうえで、児童発達支援計画を保護者と協議のうえ作成し、年間3回の個別面談を行い園児、保護者の願いが少しでも実現できるように支援していきます。

(イ) 医ケア等が必要な重症児への支援の充実を図ります。

・重症児や医ケア児の支援については、多職種で取り組むことで療育の充実を図ります。園児全員のケースカンファレンスを行い、職員全体で情報共有し、特性に合わせた支援を行っていきます。

(ウ) 福岡市南部地域の医ケア等が必要な知的障がい児の単独通園を行います。

・医療職と連携して、日々の体調管理を行うとともに、医ケア等が必要であっても、安全で個々に応じた療育を実施します。令和元年度は6人を受け入れ、看護師と連携して保育を行っています。

(エ) 栄養士が栄養バランスを考えた献立を立て、お子さんの摂食状況に合わせた給食を提供します。

- ・お子さんの食事状況を定期的に確認し、目標や方針を立てていきます。園児に合わせて、食事形態（普通食・みじん食・ペースト食など）、食器、姿勢などの工夫をします。
- ・座位姿勢を取ることができないお子さんや摂食が困難なお子さんに、リハビリスタッフが助言や直接支援を行います。

(オ) 多職種で療育をしている強みを生かして、各種学習会を実施します。

テーマ	担当
子どもの健康生活・感染について	医師
福祉用具・脳性麻痺について	PT/OT
食事、摂食について	ST
進路、次年度に向けて	保育士

### ③外来部門

#### 《リハビリテーション》

ことばやコミュニケーションに関しては言語聴覚士、運動機能については理学療法士、作業療法士が個別のリハビリを行います。ひとりひとりの障がいの状態に応じて、リハビリテーション計画書を作成し、利用者及び保護者の理解のもとにリハビリを実施します。

(ア) 乳幼児から成人期までの肢体不自由児・者に対して個別のリハビリを実施します。

- ・肢体不自由児の0歳児～5歳児まで、お子さんの状況に合わせてリハビリを行います。また発達障がいを併せ持つお子さんへの対応や学齢期以降はライフステージに合わせたリハビリテーションを目指します。令和元年度は、3,650人を目標にしています。

(イ) 障がい受容期の0歳児に対してグループ療育と保護者交流の場を提供し支援します。

- ・0歳児とその保護者を対象に、外来療育グループで食事、遊び、発達についての具体的助言とともに保護者同士の交流の場として充実を図ります。令和元年度は年13回予定しています。

(ウ) 通園療育に参加が困難な重症児に対してグループ療育と保護者交流の場を提供し支援します。

- ・大きな遊具があり自宅外の看護師がいる保育環境で過ごすことで、訪問療育では経験できない療育を行うことが可能になり、お子さんも保護者も通園へのステップを感じることができます。また保護者同士の交流で子育てについても情報交換をしていきます。

(エ) 肢体不自由児・者が生活しやすくなるように環境や道具の工夫をします。

- ・座位保持装置など生活に必要な装具を購入前のお試しや短期間の利用するために施設だけではなく、個人、学校、病院等にも貸出をしています。

### ④家族支援

障がいがあるお子さんの育児は昼夜休みなく行われ、育児にあたる保護者は疲労困憊し、社会と隔絶された環境で疲弊していることが多くみられます。そのためお子さんやその家族に対して、療育を通して家族の気持ちに寄り添いながら支援します。

(ア) 多様化する保護者のニーズを把握するとともに、家族の様々な相談に対して誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。

- (イ) 年2回のグループ懇談、園長懇談で保護者のニーズを把握し、保護者学習会を開催します。令和元年度は救急法や子どもの感覚等の研修も行います。
- (ウ) 保護者交流会を企画し、お互いの悩みや情報交換を行います。家族参観や日々の療育で、保護者同士が交流しピアカウンセリングができる環境を整えます。
- (エ) 先輩保護者の体験談は、保護者が今後の進路や子育てについて話を聞くことで悩みが軽減したり、今後の見通しが持てるため、今後も継続します。
- (オ) 家庭との連携を図るため、全園児への家庭訪問を年2回実施します。
- (カ) きょうだい児支援として、きょうだい児が夏休みや行事の振り替え休日のときは親子通園が難しくなることから、3歳児から小学3年生までの児童について同伴通園を行い、通園を保障します。

#### ⑤障がい児相談支援及び特定相談支援

通園や障がい福祉サービスを利用するための障がい児支援利用計画を作成します。多様化するニーズに応じるために医療・福祉等の関係機関と連携して専門的かつ効果的な相談支援を行います。

#### ●社会福祉事業団としての専門性を発揮した取り組みについて

当法人が持つスケールメリットを活かし、心身障がい福祉センター視覚部門指導員による見え方の評価や心理判定員による発達検査を行います。

- ・心身障がい福祉センター視覚部門指導員が当施設を訪問して視覚機能検査（2歳児、5歳児）や視覚機能に重点を置いた「つくしんぼ保育」を行い、見え方に課題を抱えている子どもやその保護者に助言や支援を行います。
- ・心身障がい福祉センターの発達相談員が当施設を訪問し、対象児童に発達検査を行うことで保護者の負担軽減を図り、また他機関との連携を深め、発達支援に関する助言等を行います。

## 2. 地域の中核としての相談・支援に関する事業（令和2年度）

### ①あゆみランド「ぼっぼ」

福岡市男女共同参画推進センター・アミカスにて発達障がい児やその疑いのある幼児と保護者を対象に集団療育を実施します。病院や保健福祉等の関係機関と連携し、育児不安をもつ保護者に対して言語聴覚士や保育士が支援します。

### ②外来児保育

当施設で外来療育を受けている幼稚園、保育園に在籍しているお子さんとその保護者を対象に保育や学習会を行います。お子さんに対しては幼稚園・保育園ではできない遊びを提供し、保護者には、学習会等を通じて肢体不自由の特性の理解を促します。

### ③保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、所属園などを訪問して、集団生活への適応のため専門的な支援を行います。障がい児療育の経験豊かな職員を配置して保護者からのニーズに応じて実施します。

#### ④小児科医による児童発達支援センターへの診察・相談実施

ア 園長（小児科医）が児童発達支援センターを訪問し保護者や職員の相談に応じます。令和元年度は年間13回実施予定にしています。

イ 指導医としてめばえ学園を訪問し、医療的ケア児及び要配慮児に関する情報提供や職員に研修を実施します。

#### ⑤保健福祉センターへの乳幼児健診の協力

園長（小児科医）が保健福祉センター乳幼児健診に参加し、発達が気になる子どもの早期発見に協力します。

#### ⑥在宅重症児への支援「ゆいゆい」

理学療法士・作業療法士・保育士の訪問療育に加え、通園に準じる定期的な情報提供を行い、施設行事等への参加を呼びかけます。また他施設の在宅重症児の家庭にも広く呼びかけ、保護者交流会の場「ゆいゆい」を実施してピアカウンセリングの機会を提供します。

#### ⑦リハビリ見学会

幼稚園・保育園、学校に所属し、当施設で外来療育を受けているお子さんや並行通園しているお子さんを対象にリハビリを行います。また、幼稚園・保育園、学校の職員に見学してもらい、当施設との連携を図ります。昨年度の実績はリハビリ対象児27名、見学者48名でした。

#### ⑧研修の実施

##### （ア）あゆみ学園生活支援セミナー〔自主事業として実施〕

肢体不自由児への日常生活での支援の充実のため、保育園・幼稚園・学校・放課後等デイサービスの事業所に介助法についての実践的な研修を行います。

##### （イ）出前講座

校区の子育て事業等を支援するために、公民館の子育て講座の講師を担当します。令和元年度は「子どもの発達としつけ」「子どもと遊ぼう～体を使う遊び～」を行います。

##### （ウ）職員派遣による研修

通園児・外来児が通う幼稚園、保育園に理学療法士等の専門職員や経験豊富な保育士を派遣し、助言を行います。また要請に応じ講師として派遣し、関係機関の職員に対して、肢体不自由児の理解を促すような研修を実施します。

##### （エ）障がい児保育研修

福岡市の障がい児保育の推進・充実を図るため、市内保育園の職員の通園施設体験実習を受け入れ、障がい児への支援に役立てていただきます。

#### ⑨居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児について、居宅訪問型児童発達支援を行います。個別支援計画に基づき家庭で保育を行います。

### 3 地域交流活動についての取り組み（令和2年度）

#### ①ボランティア講座

平成27年度から、あゆみ学園と屋形原特別支援学校の地域への周知と、ボランティアの掘り起こしや、継続的な活動へつなげていく機会とするために、毎年ボランティア講座を開催しています。この講座の参加者から当園のボランティア登録を行い、保育ボランティアや教材ボランティアで活躍していただいています。



## ②地域ボランティアの受入れ

地域の方を中心に、ボランティアとして活動しています。平成30年度は保育、教材作成などで延べ417名を受け入れています。今年度も同様に受け入れを行います。

## ③総合学習の受入れ

小・中学校の総合学習を受け入れて、福祉に対する関心や理解を深める機会を設けます。

## ④バザーの実施

保護者会主催のバザーに協力して、地域住民への啓発の機会とします。

## ⑤イベントによる地域との交流

地域行事（小学校入学式、卒業式、敬老の日、新年の集い等）に職員が参加します。また当施設の行事（入園式、運動会、卒園式等）を地域の関係者に案内することにより、地域との交流を図ります。

## ⑥地域幼稚園との交流

肢体不自由児5歳児と知的障がい児のグループが地域の幼稚園を訪問し、幼稚園児との交流を行っています。

# 4 広報・啓発に関する取組み（令和2年度）

## ①年報の作成

年報を作成して、関係機関に情報発信を行います。

## ②ホームページの管理・活用

ホームページに園行事や園だより、食育等の新しい情報を随時更新し、広く市民に発信します。

## ③見学者の対応

見学希望者や団体に対して、あゆみ学園の事業や障がいへの理解を深めるために見学を受け入れます。

## ④実習生の受け入れ

福祉や教育に携わる人材育成のために、保育士やリハビリスタッフ、社会福祉士等を目指す学生の実習を積極的に受け入れ、福祉、医療の人材育成に努めます。

# 5 施設運営全体に関する取組み（令和2年度）

## 1 施設の維持・管理体制の強化

### ①日常点検

建物と設備及び遊具を常に良好に保ち事故の防止策を図るため、毎朝職員が点検と清掃を行います。さらに、週始めの日を安全点検日と定め、チェックシートを用いて設備や遊具等の点検をします。不備等が発見されたときは、速やかに対応します。

### ②定期点検

機械設備については、維持管理及び法廷点検等を専門業者へ委託して点検を行います。

### ③その他

当法人の安全衛生推進委員会が定期巡回を行い、設備の保全状況や職場環境について点検し不備等を発見した場合は修理、修繕をおこなっています。

## 2 防犯・防災の緊急時（危機管理）の取り組み

### ①災害事故防止に対する方針

- (ア) 防災計画書を定め、年度当初に職員の役割分担について確認をし、日頃から安全対策に努めます。
  - ・避難経路、避難場所を掲示し、利用者が安全に避難できるように努めます。
- (イ) 迅速な災害対応ができるように、火災発生場所や対応担当を変更しながら、避難訓練を実施します。
- (ウ) 当法人が策定した福岡市社会福祉事業団危機管理マニュアル及び施設独自のマニュアルに基づき対応します。（感染症、不審者、自然災害等）

### ②事業計画（指定管理期間概要）

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・公開講座の見直しを行い、受講者のニーズを合わせた企画で実施します。</li><li>・相談支援専門員等が、南区相談支援部会つながるねっと、福岡市児童発達支援センター相談支援連絡会などに出席し、ネットワークの充実を図ります。</li></ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園、保育園、放課後等デイサービスなどを対象に肢体不自由児理解のため、出前講座を企画、実施します。</li></ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園、保育園、放課後等デイサービスなどに対する肢体不自由児出前講座を充実させ、毎年の定期的実施を図ります。</li><li>・重症児外来療育グループ（もも）、在宅支援ネットワークゆいゆいに替えて、保護者のピアカウンセリング、情報交換会など在宅重症児の療育ニーズに応える新しい療育形態を提案します。</li></ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・次年度の公開講座10周年での特別セミナー実施に向け、企画します。</li><li>・相談支援専門員等が、南区相談支援部会つながるねっと、福岡市児童発達支援センター相談支援連絡会などに出席し、情報収集を行い地域と家庭との連携を深めます。</li></ul>

※指定管理期間中に、肢体不自由児通園部門の通園に関するアンケートにより保護者の通園形態（並行通園に関すること）のニーズを把握し、ニーズに合わせて支援方法（グループ療育等）について検討していきます。

(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名： 福岡市立あゆみ学園 )

(1) 事業実施計画

③スケジュール

年間スケジュール

月	行 事
4月	新入園児オリエンテーション 入始園式 グループ懇談
5月	春の遠足 園内交流 個別面談 歯磨き指導
6月	歯科検診 保護者交流会 家族参観 センタープール
7月	センタープール 川遊び 先輩保護者の話 グループ懇談・園長懇談
8月	夏祭り
9月	センタープール 家族参観 保護者会主催バザー 歯磨き指導 個別面談
10月	運動会 歯科検診
11月	グループ懇談・園長懇談
12月	歯磨き指導 クリスマス会 園長懇談
1月	児童指導
2月	個別面談 歯磨き指導
3月	お別れ会 卒終園式

※避難訓練 毎月1回

## 1日のスケジュール

### ◆親子通園部門

9:40	登園、健康チェック
	水分補給 朝のあつまり（歌、名前よび）
	設定保育 （感覚・運動・親子遊び・制作・音楽等）
12:00	給食
13:10	自由遊び
13:40	帰りのあつまり
14:00	降園

※ 週1回リハビリがあります

1歳児から4歳児まで親子で保育を行っています。1～2歳児は親子の愛着関係に重きをおいて保育を行い、3歳児以上は保護者と少しずつ離れて自立を促す保育に移行していきます。保育内容は季節の行事を多く取り入れ、肢体不自由児が多く経験ができるようにリハビリスタッフや医療スタッフと相談しながら、姿勢管理や配慮をしています。

### ◆単独通園部門

10:10	登園、健康チェック
	水分補給
	設定保育 （感覚・運動・制作・音楽等）
12:10	給食
	自由・設定保育
14:40	帰りのあつまり
15:00	降園

※ 週1回リハビリがあります

単独通園は知的障がい部門と肢体不自由部門があります。どちらも医ケア等が必要な園児であることから、保育・医療・リハビリスタッフと連携し安心安全に保育を行えるように心がけています。身辺面の自立に向けての取り組みや幼稚園交流など単独通園ならではの保育内容になっています。

(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )

(施設名： 福岡市立あゆみ学園 )

## (2) 連携

### ①他の民間事業所への支援

#### ●あゆみ学園での取り組み

当法人では、心身障がい福祉センターや療育センター等を運営しており、それらの事業所での勤務経験と蓄積された専門性を活かし、主に以下の取組みを行っています。

#### (ア) 児童発達支援センターへの診察・相談実施

園長（小児科医）が児童発達支援センター（令和元年度：こだま、しいのみ）を訪問し、保護者や職員の相談に応じます。

#### (イ) 公開講座（自主事業として実施）

幼稚園、保育園、放課後等ディサービスなどの職員を対象に「生活支援セミナー」を実施し講座と保育見学を毎年開催し、肢体不自由児への理解を深め、肢体不自由児の地域での生活支援につなげます。

#### (ウ) 障がい児等療育支援事業

- ・ 言語聴覚士がゆたか学園で、園児のコミュニケーション評価や職員研修を行っています。
- ・ 幼稚園、保育園、学校に在籍しているあゆみ学園の学園の外来児について、園に訪問し、装具の調整や環境調整を行っています。

#### (エ) 障がい児保育研修

福岡市の障がい児保育の推進・充実を図るため、通園施設体験実習を受け入れ、障がい児への支援の参考にしてもらいます。各種学校の見学実習も受け入れていきます。

#### ●あゆみ学園を含む法人としての取り組み

当法人では、心身障がい福祉センターや療育センター等との連携のもと、法人が持つスケールメリットを活かし、主に以下の取組みを行っています。

#### (ア) あいあいセミナー

当法人が持つ高い専門性を活かし、幼児教育・保育に携わる保育者を対象に子どもの発達や障がいについての理解と啓発を行うために公開講座を実施しています。平成11年度から開始しており、あゆみ学園の職員の多くが講師やスタッフとして関わっています。

#### (イ) 福岡市私立幼稚園連盟「統合保育研修会」研修講師

福岡市私立幼稚園連盟が主催する「統合保育研修会」であゆみ学園の職員が「発達障害」をテーマに講師を務めました。過去5年間に3回担当しています。



(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名： あゆみ学園 )

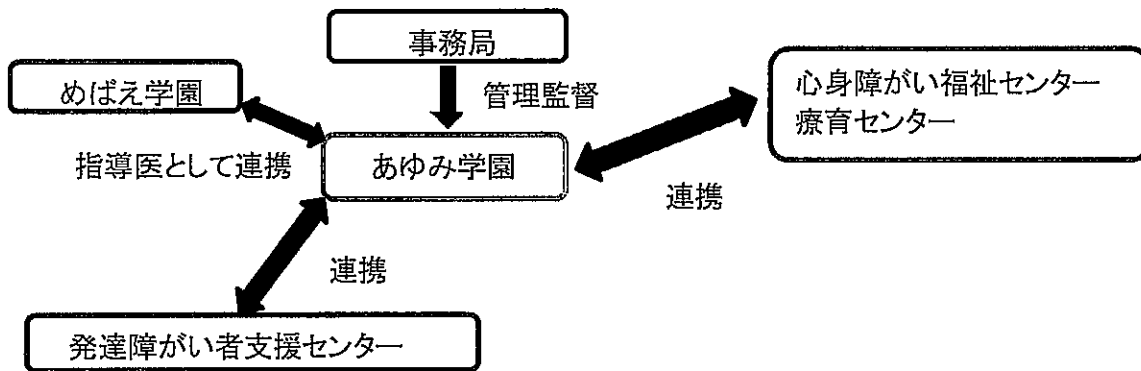
(2) 連携

②管理支援体制

1 事業団の組織体制について

事務局、心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センターの4部、10課の組織体制となっており、あゆみ学園については事務局の所属となります。

2 支援管理体制



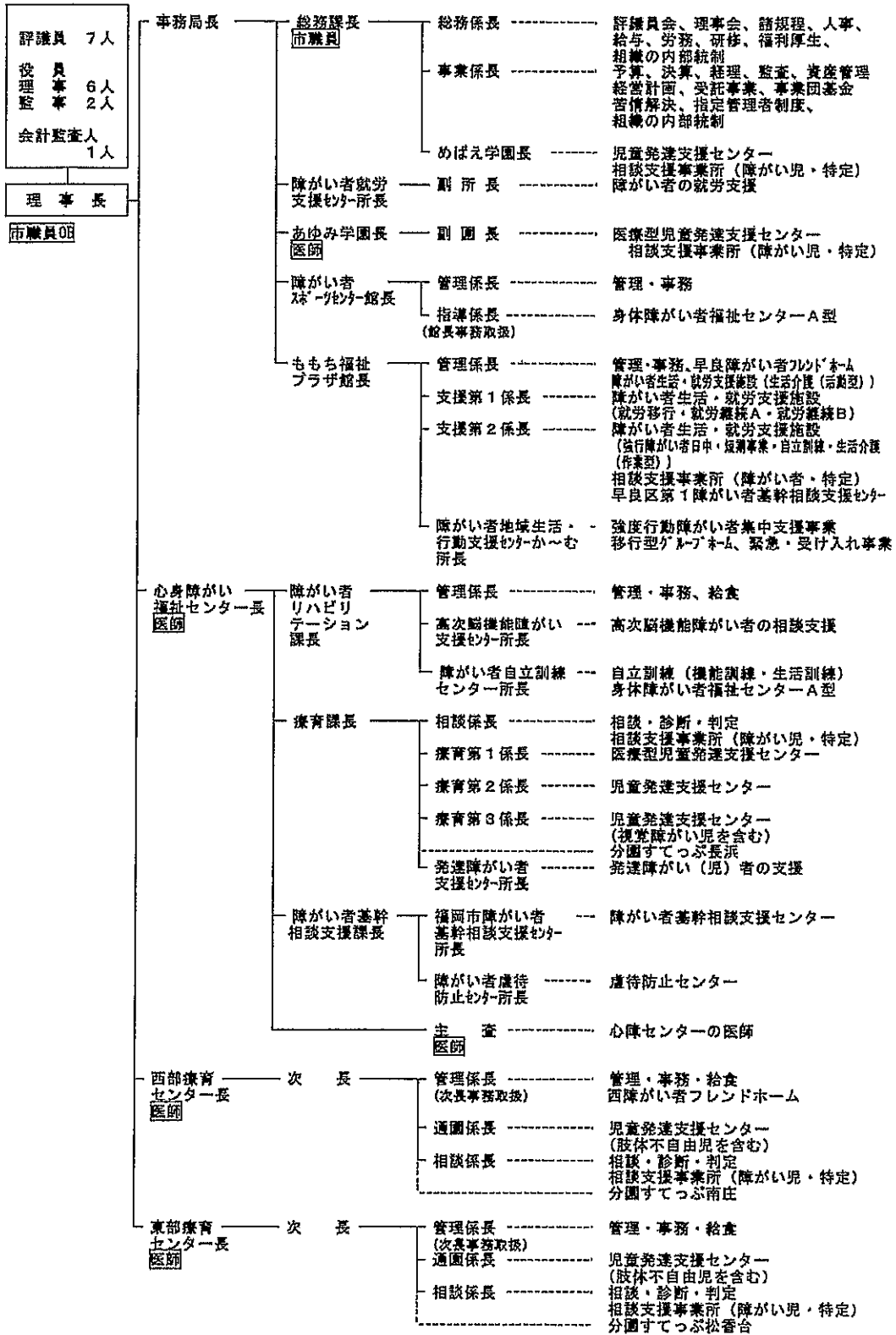
《あゆみ学園からめばえ学園へ》

- ・子どもの発達や診断に詳しいあゆみ学園園長（小児科医）がめばえ学園を訪問し、保護者と個別に丁寧に相談に応じます。
- ・あゆみ学園園長がめばえ学園に定期的に訪問し、医療ケア児等の診察相談を行い、療育の健康管理等の助言を行います。
- ・めばえ学園職員とケースカンファレンスを行い、保護者の相談を共有するとともに職員の資質の向上に努めます。
- ・めばえ職員向けの学習会を計画的に実施し、子どもの発達についての理解や障がい受容の援助を行います。

《心身障がい福祉センターからあゆみ学園へ》

- ・心身障がい福祉センターの視覚障がい児専門職員が、通園児の視覚機能評価を行うとともに保護者向けの学習会を行い、視機能についての基礎知識を伝えます。
- ・心身障がい福祉センターの心理判定員が発達検査を行い、進路や発達に関する理解の促進を図ります。

令和元年度 福岡市社会福祉事業団組織図





(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名： 福岡市立あゆみ学園 )

(3) 従事者

①従事者の採用、配置及び勤務体制-1

<職員の採用について>

- 現在確保している職員数  人 ※現在確保している33名のうち1名が退職予定。
- 新規採用の予定者数  人
- 新規採用の場合、その採用方法

正規職員の場合：公募。市政だよりへの掲載やハローワークに登録し、法人本部及びあゆみ学園のホームページを活用している。併せて、就職情報サイトを活用し、広く周知を図るとともに、事業団の業務に対する具体的なイメージを持ってもらうことを目的に、事業団施設の見学会や先輩職員との座談会を実施している。試験は筆記試験、面接試験等を実施。  
 嘱託職員等：ハローワーク登録や本部及びあゆみ学園のホームページや就職サイトを活用し、広く周知を図っている。試験は筆記試験、面接試験等を実施。

<職員配置>

区分	配置数(人)	最低基準(人)
管理者(園長)	1	1以上
児童発達支援管理責任者	1	1以上
事務員	1	1以上
相談支援専門員	1	1以上
訪問支援員	1	1以上
児童指導員	1	12以上 うち1以上
保育士	12	
嘱託医	3	1以上
看護師	3	1以上
栄養士	1	1以上
調理業務員	2	1以上
理学療法士	1	
作業療法士	4	
言語聴覚士	1	
合計	33	21以上

<従事者の採用、配置にかかるアピール等>

- ・ハローワークへの登録、法人本部及びあゆみ学園ホームページ、就職情報サイトの活用等を行い、人材確保に努めている。
- ・親子通園は親子5組に対して職員1名の配置。単独通園は園児2名に対して職員は1名配置して細やかな支援を行う。
- ・食事、摂食に問題がある園児も多いため、調理業務員を多く配置し充実させている。
- ・医療ケア児が増加しているため、看護師も多く配置し安全に療育が行えるようにする。

## ①従事者の採用，配置及び勤務体制-2

### <勤務体制>

区分	確保済/採用予定	正職/嘱託/臨職	常勤/非常勤	専従/兼務	経歴，資格等
管理者	1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり
児童発達支援管理責任者	1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり
事務員	1	正職	常勤	専従	社会福祉主事、障がい程度区分認定調査員
相談支援専門員	1	嘱託	常勤	専従	障がい児の相談支援経験7年、社会福祉士、相談支援従事者初任者研修終了
訪問支援員	1	正職	常勤	兼務	障がい児関係施設経験17年
児童指導員①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験5年
保育士①	1	正職	常勤	兼務	障がい児関係施設経験17年
保育士②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験20年
保育士③	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験18年
保育士④	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験8年
保育士⑤	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験2年
保育士⑥	1	正職	常勤	専従	採用（事業団内の異動も含む）
保育士⑦	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験17年
保育士⑧	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験1年
保育士⑨	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験2年
保育士⑩	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験2年
保育士⑪	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験4年
保育士⑫	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験1年
理学療法士	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験17年
作業療法士①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験30年
作業療法士②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験17年
作業療法士③	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験3年
作業療法士④	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験24年
言語聴覚士	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験22年
看護師①	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験6年
看護師②	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験2年
看護師③	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験1年
嘱託医	3	嘱託	非常勤	兼務	整形外科
栄養士	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験25年
調理業務員①	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験2年
調理業務員②	1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験12年

(団体名： )  
 (施設名： )

(3) 従事者

②管理者予定者の経歴書

ふりがな		生 年 月 日	年	日	日
氏 名	非公表				
住 所					
年 月～ 年					
資格等					
施設の運営・管理に関する研修、障がい・児童に関する研修受講歴					



(団体名： )  
 (施設名： )

(3) 従事者

③児童発達支援管理責任者予定者の経歴書

ふりがな		生 年 月 日	年	日	日
氏 名	非公表				
住 所					
年 月～ 年					
資格等					
施設の運営・管理に関する研修、障がい・児童に関する研修受講歴					



(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )

(施設名： 福岡市立あゆみ学園 )

(3) 従事者

④従事者の処遇

<勤務体制>

区分	雇用・労働条件 (身分, 雇用期間, 昇任制度, 報酬体系, 年休 等)
管理者(園長)	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
児童発達支援管理責任者	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる。
事務員	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
相談支援専門員	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる
訪問支援員	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる。保育士が兼務
児童指導員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員に準じる
保育士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準じる
理学療法士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準じる
作業療法士	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
言語聴覚士	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
嘱託医	身分：法人嘱託医 労働条件：市嘱託医に準じる
看護師	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる
栄養士	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
調理業務員	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる

※兼務する職がある場合、わかるように記載してください。





(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名： あゆみ学園 )

### (3) 従事者

#### ⑤人材育成（これまでの育成方針及び取組み）

事業団では平成29年6月に策定した「経営方針」に基づき、組織力の強化を図るため、今日まで培ってきた専門性の維持・継承を行い、知識と経験豊かな人材の育成と持続的確保に取り組むため、下記研修により人材育成を進めてきました。

##### 1 研修体系

##### ① 一般研修

「キャリアパス」に基づき、事業団職員として必要な知識を修得する研修

- 新規採用職員研修
- 階層毎研修
- 管理監督者研修

##### ② 職場研修

各職場の課題に対応した知識及び技能の修得及び市民サービスや職員の自覚やモラルの向上を図るための研修

- 職場内専門研修
- 人権研修
- 服務研修
- 接遇研修
- 個人情報保護研修
- メンタルヘルス研修
- 新規採用職員育成研修（チューター制度）

##### ③ 派遣研修

研修機関等や研修会、学会等への派遣及び他の社会福祉法人等と職員の交流を行う研修

##### ④ 選択研修

事業団職員としての必要な知識や今後求められる能力を身につけるための研修

##### 2 その他

##### ① 研究・実践成果発表会

事業団では、平成20年度から、各施設において研究していることや取組みの成果、今後の取り組むべき課題等を取りまとめて発表を行い、必要な専門性の獲得と維持、向上のための研鑽と対外的な福祉情報の発信などを主な目的として、「研究実践・成果発表会」を実施しています。

※本発表会は、行政や各関係機関にも参加を呼びかけており、対外的な情報発信の場にもなっています。

##### ② 資格取得助成

福岡市社会福祉事業人材育成事業の一環として、社会福祉資格取得に係る諸経費を支給し、職員の社会福祉資格取得を促進しています。

(主な社会福祉資格：社会福祉士、精神保健福祉士等)

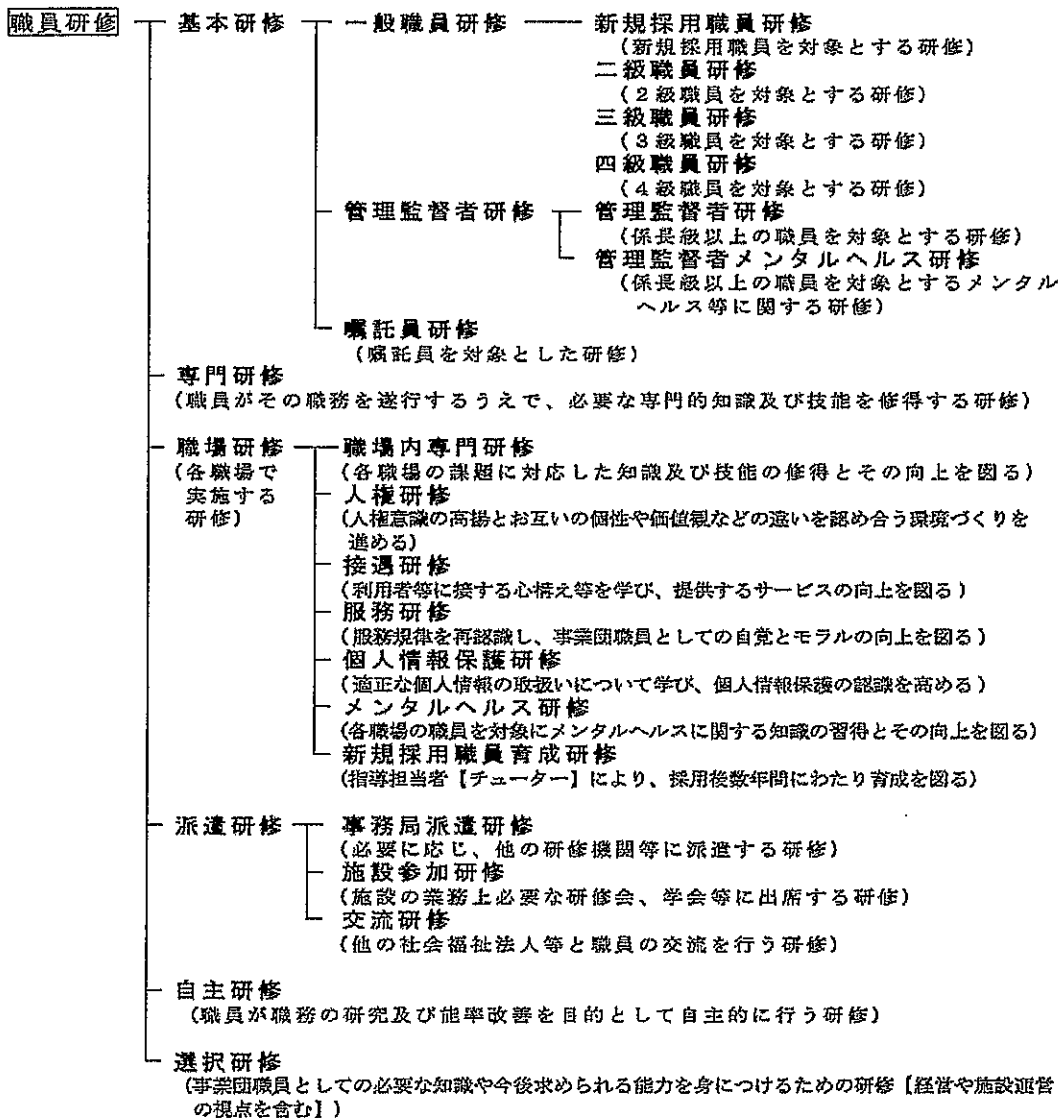
## ⑤人材育成（これからの育成方針及び取組み）

事業団では、今日までも、先駆的・モデル的事業の担い手として、現場での相談支援業務や療育業務、支援業務を通した「OJT」の中で多様な障がいや重複障がいに対応できる人材育成に取り組んでおり、特に保育士、相談支援専門員等については、医療職との連携・協働を通して、医療的知識に基づく対応や支援技術の向上を図ってきました。

また、障がい児・者を支援する民間事業者（保育園・幼稚園・学校・企業等）が効率的かつ円滑に事業を勧められるよう、支援者養成研修の開催、施設を訪問しての支援等を行い、民間支援ができる能力の向上を図っています。

今後は、「事業団第3次経営計画」に基づき再編した「研修体系」と新たに作成した「キャリアパス」に基づき、より体系的に人材育成に取り組むとともに、平成29年6月に策定した「経営方針」に掲げる「福岡市と一体的な障がい児・者福祉施策への取組」を推進するため、民間事業者（保育園・幼稚園・学校・企業等）への支援が可能な人材の育成にさらに取り組んでいきます。

### 福岡市社会福祉事業団研修体系



(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名： あゆみ学園 )

(4) 管理

①情報漏洩防止策, 情報漏洩が発生した場合の対応

「社会福祉法人福岡市社会福祉事業団個人情報保護規程」及びその具体的な取り扱いを定めた「個人情報取扱マニュアル」に基づき、安全管理措置を講じています。

以下、「個人情報マニュアル」の一部を抜粋の上、記載します。

1 情報漏洩防止策

(1) 具体的な取扱い

①個人情報の保管

個人情報に記載された文書等は、施錠ができるキャビネット等を保管場所と定め、第三者への漏洩や盗難に合うことがないように管理を徹底すること。

②持ち出し

個人情報は、原則、施設外に持ち出さないものとするが、業務上やむを得ない場合には、「個人情報持ち出し許可申請書」に記入し、個人情報管理者（所属長等）の許可を得なければならない。返却時においても、同様の方法で、個人情報管理者の許可を得なければならない。持ち出す個人情報は、内容、量ともに必要最小限とするとともに、運搬中は、肌身離さず運搬し、車内などに放置しないこと。

③提供・配付

個人情報が記載された文書等の提供・配付等を行う場合は、内容物と配付先が確実に合致するよう複数の職員による確認（ダブルチェック）を徹底すること。

④処分・廃棄

保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は、速やかに廃棄するものとする。

(2) 教育

①注意喚起

全職員の個人情報取扱業務に対する意識の向上を図ることを目的として、各施設・職場において定期的な注意喚起（毎月1回以上）を実施。

②研修の実施

各施設（所属）において、全職員に対して個人情報の取扱いの適正な実施のため、年に1回以上、研修を実施するとともに、適宜指導を行う。

2 情報漏洩発生時の対応

万一、個人情報が記載された書類、データ等の流出、紛失等の事故が生じた場合（事故が生じたのではないかとの疑いを抱いた場合を含む。）は、以下のとおり適切に対応します。

①情報漏洩を発見した者は、事故の概要について、速やかに個人情報管理者（所属長等）へ報告

②個人情報管理者は、報告を受けた情報漏洩について、事実確認、調査等を行い、事務局に事故の概要（以下のア～ウの点）について報告し、対応策を協議するとともに、事故への対応策等（以下のエ及びオの点）を整理すること。

ア 事故が生じた（または生じたと考えられる）時期

イ 事故の内容及びその原因（又は原因と考えられるもの）

また、事故が生じたと断定できない場合は、その事故の可能性の程度

ウ 事故の規模

(ア) 事故により個人情報が流出したことが確認できた者及び確認はできないがその可能性が否定できない者（以下「本人」という。）の人数、範囲等

(イ) 事故により流出した個人情報の項目及びその重要度

- ・氏名、住所、性別等の基本的な（個人識別のための）情報
- ・思想、病歴等の一般にプライバシーに属すると考えられる情報
- ・財産、銀行の口座番号等の情報で架空請求等の犯罪に悪用されるおそれがあるものなど

エ 事故への対応策

- (ア) 流出した個人情報の検索、回収等の方針
- (イ) 犯罪性が認められる場合は、被害届の提出及び告訴の判断
- (ウ) 本人への対応
- (エ) 福岡市への報告
- (オ) 事故についての公表等

オ 個人情報の管理体制の見直し及び再発防止策等

- ③本人への通知については、事故の謝罪と二次被害を防止するための注意喚起を行う。
- ④個人情報管理責任者は、個人情報の流失等の事故が発生した場合、速やかに福岡市所管課に必要な報告を行うこと。

(参考)

事業団において策定した「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

## 1 個人情報保護方針

- (1) 個人情報の取得、利用・提供にあたっては目的を明示し、必要な範囲に限定して、適法かつ公平な手段により行います。
- (2) 以下の場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供・開示することはありません。
  - ①法令または条例に定めがあるとき。
  - ②人の生命、身体または財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) すべての職員が、個人情報保護の重要性を理解し適切に取り扱うよう指導するとともに、委託先やボランティア・実習生にも周知徹底します。
- (4) 個人情報の適切な保護・管理を行うとともに、不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩などが生じない安全対策を実施します。
- (5) 個人情報について、本人の申し出があった場合、法令・条例等の定めに従って開示・訂正・利用停止・消去等を行います。

(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名： あゆみ学園 )

(4) 管理

②ご意見への対応体制, 方針

1 ご意見への具体的対応

ご利用の皆様が安心・安全に療育等に通えることを目的に、保護者等からのご意見を伺う機会を以下のとおり確保しています。

①利用者アンケートの実施

年1回利用者アンケートを実施するとともに、施設における自己評価（児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価も含む）を行い、利用者の意見を踏まえ、取り組みを実施しています。

②園長懇談の実施

親子通園・単独通園ともに年2回園長懇談を実施し、園に関するご意見や保護者の思い等を把握する機会を設け、ご質問や不明点については、速やかに回答・対応できるように取り組んでいます。

③その他

利用者に対して、苦情申し出方法をポスターにより周知しています。必要であれば、点字やふりがなの付記など障がい特性等にも配慮しています。  
 園行事（入園式、卒園式、運動会）の際に、苦情解決システムの第3者委員であるサービス相談員を利用者へ紹介しています。  
 また、保護者が意見を出しやすいように意見箱を1階玄関に設置しています。

2 苦情解決に関する方針

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)に関するお客様からの苦情を適切に解決し、お客様の信頼と安心を高めることを目的として「苦情解決の仕組みに関する要綱」を定めています。

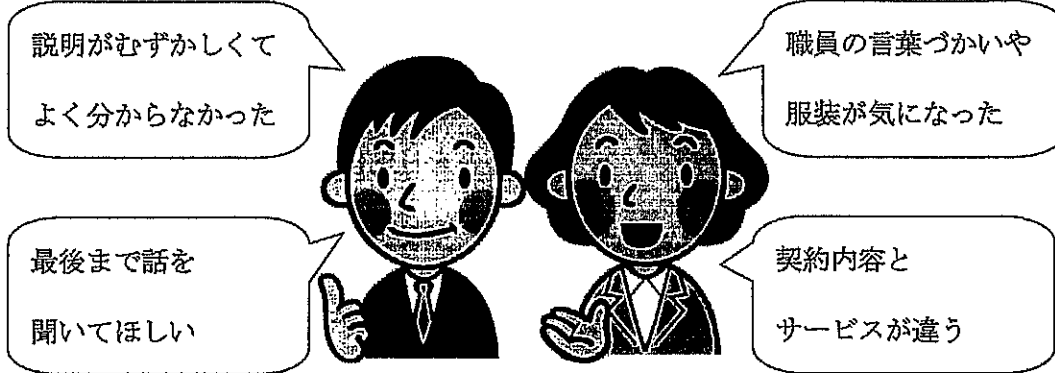
(お客様の意見を傾聴する義務) ※「苦情解決の仕組みに関する要綱」から抜粋  
 第2条 事業団の職員は、お客さまからの意見を傾聴するとともにこれを尊重し、お客様の尊厳の保持及びサービスの質の向上に努めなければならない。

区 分	苦情の範囲 (対象)	担当者
苦情解決責任者	事務局・事業団全般	事務局総務課長
	あゆみ学園	園長
苦情受付担当者	事務局	総務課事業係長
	あゆみ学園	副園長
サービス相談員	全般	民生委員

※苦情解決の仕組みに関するサービスの向上を図るため、第三者委員であるサービス相談員を含むサービス向上委員会を設け、年1回苦情解決に係わる事例検討及び情報交換を行い、施設運営の透明性の確保に努めています。

〔参考：あゆみ学園館内掲示資料〕

## 施設のこと、サービスのこと・・・。



### 大切にします。あなたのご意見。

- ご利用のみなさまがいつでも気軽に相談できるよう、当センターに窓口を準備しています。

受付する人 副園長 ○○ ○○○

解決する人 園長 ○○○ ○○

- あゆみ学園のほか、次の2つの窓口でも相談を受け付けています。

#### ①福岡市社会福祉事業団事務局の窓口

受付する人 事業係長 ○○○○○ TEL (×××-××××)

解決する人 総務課長 ○○○○○ FAX (△△△ )

#### ②サービス相談員（民生委員・南区担当）による相談窓口

サービス相談員 △△△△△ TEL (○○○-○○○○)

※受付時間は、月～金曜日の10時～14時です。  
※相談員が不在の場合は、留守番電話等で対応します。

◎相談は無料です。プライバシーは固く守ります。

福岡市社会福祉事業団 あゆみ学園

TEL (566-5666) FAX (566-5695)

(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名： あゆみ学園 )

(4) 管理

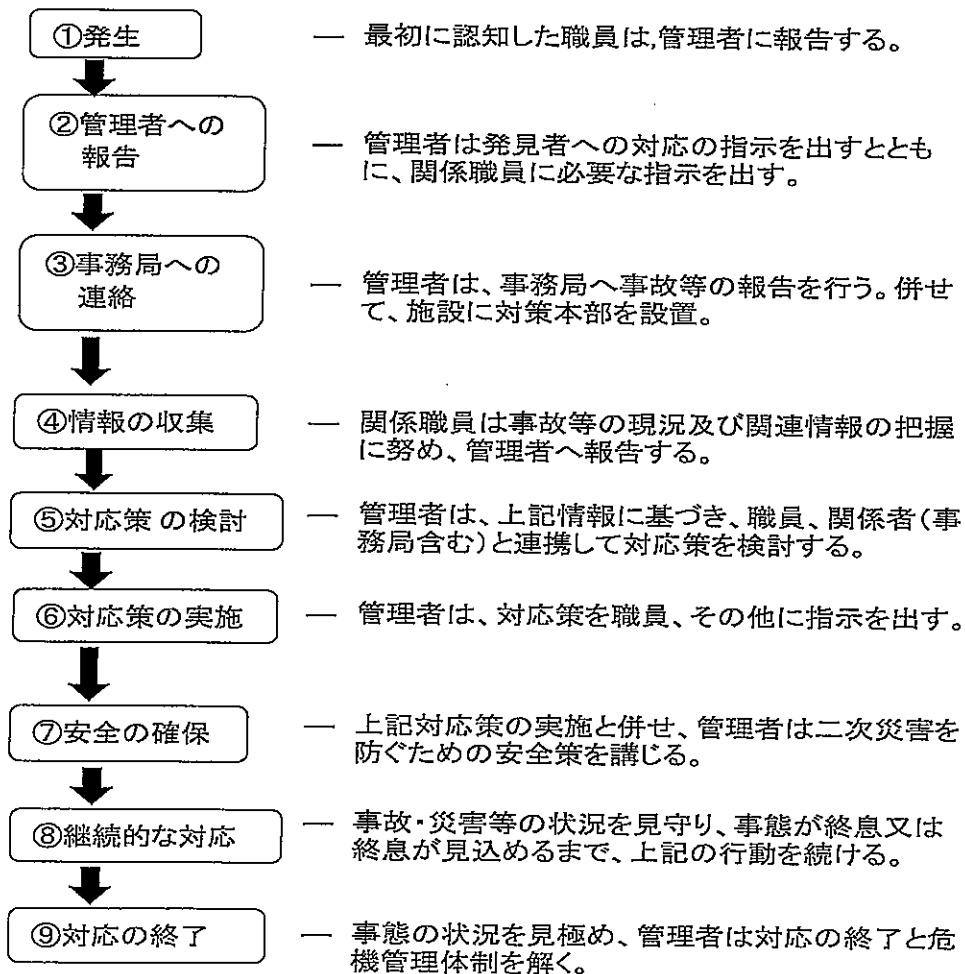
③事故、災害時のマニュアル

近年の社会的背景や社会福祉施設の特徴を鑑み、また、火災以外の災害・感染症などへの管理体制の確立の必要性から、各種の自然災害や事件・事故、疾病・不審者への対応などに備えた「危機管理マニュアル」策定し、定期的に訓練を行います。

1 あゆみ学園における災害事故防止に対する方針

- (1) 毎年度始め及び職員の異動時に対応や役割分担についての確認をする他、日常からの安全対策に努めます。
- (2) 毎月1回、様々なパターンを設定し、迅速な対応ができるよう訓練を行います。
- (3) 親子通園部門については保護者も含めての避難訓練を行い、迅速に対応できるようにします。

2 事故・災害時の対応の流れ



### 3 危機管理マニュアル

平成16年2月に策定した福岡市社会福祉事業団危機管理マニュアル及び施設独自のマニュアルに基づき対応します。

#### ◆参考【危機管理マニュアル 目次】

- 1 緊急連絡網の整備
- 2 危機管理対策本部組織の設置
- 3 危機管理対策本部の組織内容
- 4 事件・事故等の発生及び対応の流れ
- 5 侵入者の対応
- 6 爆破テロへの対応
- 7 火災・地震等への対応
- 8 台風、積雪、大雨、洪水等への対応
- 9 感染症等への対応
- 10 報道機関への対応
- 11 施設等における危機管理体制の行動要領
- 12 事務局における危機管理体制の行動要領
- 13 事務局における危機管理体制の組織図
- 14 事務局における事件・事故等への対応の流れ
- 15 全施設等を対象とする危機管理体制
- 16 職員に関する事故等について

### 4 事故報告書の提出等について

- ・事故、災害等に関する第一報については、すみやかに事務局及び所管課へ報告するとともに、「事故報告書」を提出します。
- ・事故等については、再発防止策を検討するのみならず、同一の事故が起きないよう、関連施設間で情報共有を行います。  
(例：事業団施設長等が集まる施設合同会議及び通園施設長等が集まる通園施設長会での情報共有及び意見交換等を実施。)

### 5 その他

あゆみ学園は、地震や風水害などの大規模災害発生時等に要援護者を受け入れる福祉避難所として福岡市と協定を締結しています。福岡市から要請があった場合、福祉避難所を開設し、可能な範囲で要援護者を受け入れることとしています。